令和8年度農業用燃油高騰緊急対策事業費補助金交付要綱

制定　令和８年10月22日付け園農第2114号

（趣旨）

第１条　知事は、中東情勢悪化の想定以上の長期化を背景とした燃油価格高騰により、経営への影響が大きい米麦農家及び葉たばこ耕作者に対し、乾燥に使用する燃油の使用料等に応じて助成することで、農家の経営安定を図るため、農業協同組合、地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年４月９日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。）第２の２の（２）に定める地域農業再生協議会をいう。以下同じ。）又は佐賀県地域葉たばこ生産組合（以下「事業実施主体」という。）が共同乾燥調製施設利用組合等、農業者又は耕作者等（以下「支援対象者」という。）に対して、別表１の補助を行う場合における当該補助に要する経費等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和５３年佐賀県規則第１３号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（交付の対象経費及び補助率等）

第２条　本事業の事業区分、支援対象者、事業実施主体、補助対象経費及びこれに対する補助率等は、別表１のとおりとする。

２　事業実施主体は、自己又は組織の構成員等が次のいずれにも該当する者であってはならない。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　事業実施主体は、前項の（２）から（７）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人であってはならない。

（補助金の交付申請）

第３条　規則第３条第１項に規定する補助金交付申請書は、様式第１号のとおりとする。事業実施主体は、支援対象者から提出された申込書（参考様式１）を基に申請するものとする。

２　事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

３　第１項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は１部とする。
４　規則第４条第３項に規定する補助金等の交付の申請が到着してから当該申請にかかる補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、３０日とする。

（補助金の交付の条件）
第４条　規則第５条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
（２）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、別表１に掲げるそれぞれの対象経費の３０％以内の増減については、この限りではない。
（３）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
（４）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
（５）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後５年間保管すること。
２　前項（２）の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第２号のとおりとする。

（交付決定の取消し等）
第５条　知事は、事業実施主体が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等もしくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
２　知事は、事業実施主体が第２条第２項及び第３項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

（実績報告）
第６条　規則第１２条に規定する実績報告書は、様式第３号のとおりとする。
２　第３条第２項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
３　第３条第２項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第５号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
４　第１項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後３０日以内又は令和９年３月26日のいずれか早い日とし、その提出部数は１部とする。

（補助金の交付）
第７条　この補助金は、概算払で交付することができる。
２　規則第１５条第１項に規定する補助金交付請求書は、様式第４号のとおりとする。

（事業実施状況の調査）
第８条　知事は、必要に応じて、補助事業の遂行の状況について調査することがある。

（個人情報の取扱）
第９条　本事業により得られた氏名等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しないものとし、県における個人情報の取扱いについては、佐賀

県個人情報保護方針で定めるとおりとする。

附　則

この要綱は、令和８年10月22日から施行し、令和８年度分の補助金から適用する。

別表１（第２条関係）

事業区分	支援対象者	事業実施主体	補助対象経費	補助率等	重要な変更
１ 共乾支援タイプ	農業協同組合が所有する共同乾燥調製（貯蔵）施設を利用する共同乾燥調製施設利用組合等	農業協同組合	Ⅰ　令和８年度に収穫した米及び麦の乾燥に使用するために、農業協同組合所有の共同乾燥調製（貯蔵）施設を利用する共同乾燥調製施設利用組合等が、令和８年５月から令和９年１月の間に購入した燃油（灯油）の価格高騰分とする。 （計算式） 令和８年度燃油購入費－（令和８年度燃油購入量×令和２年度燃油単価）	対象経費の 1/2 以内	１　事業の中止 ２　事業実施主体の変更 ３　対象経費Ⅰ、Ⅱごとの事業費の相互間の流用 ４　補助金の増減を伴う変更 ５　区分ごとの事業費の 30%を超える増減
	―		Ⅱ　農業協同組合が事業実施に必要とする別表２に掲げる経費	定額 ただし、予算の範囲内で配分する	
２ 個別支援タイプ	米・麦を乾燥する農業者	地域農業再生協議会	Ⅰ　令和８年度に収穫・乾燥する米と麦を対象とし、作付面積から共乾支援タイプの対象となる面積を差し引き、燃油価格高騰分の 1/2 相当となる右記の補助単価を乗じた額とする。 ただし、支援対象者ごとに 10a 未満を切り捨てて算出する。	米又は麦の作付面積当たり定額 【補助単価】 米：320 円/10a 麦：250 円/10a	
	―		Ⅱ　地域農業再生協議会が事業実施に必要とする別表２に掲げる経費	定額 ただし、予算の範囲内で配分する	
３ 葉たばこ支援タイプ	葉たばこを乾燥する耕作者等	佐賀県地域葉たばこ生産組合	Ⅰ　令和８年度に収穫した葉たばこの乾燥に使用するために、耕作者等が令和８年５月から８月の間に購入した燃油の価格高騰分とする。 （計算式） 令和８年度燃油購入費－（令和８年度燃油購入量×令和２年度燃油単価）	対象経費の 1/2 以内	
	―		Ⅱ　佐賀県地域たばこ生産組合が事業実施に必要とする別表２に掲げる経費	定額 ただし、予算の範囲内で配分する	

注１）共乾支援タイプ及び葉たばこ支援タイプの補助金額については、支援対象者ごとに千円未満の金額を切り捨てること。

注２）個別支援タイプは、補助金額が千円以上の支援対象者を対象とする。

別表２　推進事務費対象経費

費目	細目	内容	注意点
賃金等		・本事業を実施するため直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、事業実施主体が定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。
事業費	会場借料	・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	―
	通信・運搬費	・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・本事業を実施するために直接必要なパソコン、プリンター等の事務機器及び事務所等の借上経費 ・現地確認のための自動車の借上経費	・レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。ただし、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。
	印刷製本費	・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	―
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）　又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費	・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	燃料費	・本事業を実施するために直接必要な自動車の燃料費	―
旅費		・本事業を実施するために直接必要な旅費	―
雑役務費	手数料	・本事業を実施するために直接必要な振込手数料	―

（注１）　上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず補助事業者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、認めないものとする。

（注２）　補助対象経費は、本事業の対象として明確に区別できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。その経理に当たっては、費目毎に整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

（様式第１号）

番　　号
令和　　年　　月　　日

佐賀県知事　　様

申　　請　　者
住　　所
代表者役職・氏名

令和８年度農業用燃油高騰緊急対策事業費補助金交付申請書

令和８年度において、下記のとおり令和８年度農業用燃油高騰緊急対策事業を実施したいので、令和８年度農業用燃油高騰緊急対策事業費補助金　　金　　円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び令和８年度農業用燃油高騰緊急対策事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

別紙のとおり

（注）共乾支援タイプは別紙１－１、個別支援タイプは別紙１－２、葉たばこ支援タイプは別紙１－３を添付すること

（様式第２号）

番　　号
令和　　年　　月　　日

佐賀県知事　　様

申　　請　　者
住　　所
代表者役職・氏名

令和８年度農業用燃油高騰緊急対策事業費補助金変更承認申請書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金交付決定の通知があった令和８年度農業用燃油高騰緊急対策事業について、下記により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金　　円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び令和８年度農業用燃油高騰緊急対策事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

別紙のとおり

（注）１　金額の変更がない変更申請の場合は、［　　］の部分は削除すること。
（注）２　記以下は、補助金交付申請書（様式第１号）に準じて作成すること。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」に書き換え、事業計画及び経費の配分が変更前と変更後で比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を（　　）書きで上段に記載すること。

（様式第３号）

番　　号
令和　　年　　月　　日

佐賀県知事　　様

申　　請　　者
住　　所
代表者役職・氏名

令和８年度農業用燃油高騰緊急対策事業費補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金交付決定の通知があった令和８年度農業用燃油高騰緊急対策事業について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び令和８年度農業用燃油高騰緊急対策事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

別紙のとおり

（注）１　記以下は、補助金交付申請書（様式第１号）に準じて作成すること。この場合において、同様式中「事業の目的」を「事業の成果」に書き換え、事業計画及び経費の配分が変更前と変更後で比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を（　　）書きで上段に記載すること。

（様式第４号）

番　　号
令和　　年　　月　　日

佐賀県知事　　様

申　　請　　者
住　　所
代表者役職・氏名

令和８年度農業用燃油高騰緊急対策事業費補助金交付請求書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金交付決定の通知があった令和８年度農業用燃油高騰緊急対策事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び令和８年度農業用燃油高騰緊急対策事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請	求　　額	金	円
内訳	交付決定額	金	円
	交 付 済 額	金	円
	今回請求額	金	円
	残　　額	金	円

（注）１　「概算払い」で交付する場合の様式である。
（注）２　別紙３（振込先の金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人が分かる資料）を添付すること。

（様式第５号）

番　　号
令和　　年　　月　　日

佐賀県知事　　様

申　　請　　者
住　　所
代表者役職・氏名

令和８年度農業用燃油高騰緊急対策事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金交付決定の通知があった令和８年度農業用燃油高騰緊急対策事業費補助金について、令和８年度農業用燃油高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第５条第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　佐賀県補助金等交付規則第１３条に基づく確定額　　金　　円
（令和　　年　　月　　日付け　　第　　号による額の確定通知額）
２　補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額　　金　　円
３　消費税の申告により確定した消費費税仕入控除税額　金　　円
４　補助金返還相当額（３－２）　　金　　円

（注）　事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別紙1－1（様式第1号関係）

共乾支援タイプ

Ⅰ　事業の目的

Ⅱ　事業実施計画（実績）

1　対象燃油経費

NO	共同乾燥調製施設利用組合名 （共同乾燥調製施設名）	受益戸数	対象作物	購入燃油経費の内訳		R2単価の場合の燃油経費(円) ①×75	事業費計(円) ②－③	負担区分(円)		備考
				購入量(ℓ)	購入金額(円)			県費補助金 ④×1/2	その他 ④-⑤	
				①	②	③	④	⑤	⑥	
例	さが利用組合 （さがカントリーエレベーター）	110 330	麦 米	70,000	10,500,000	5,250,000	5,250,000	2,625,000	2,625,000	該当なし
1						0	0	0	0	
2						0	0	0	0	
3						0	0	0	0	
4						0	0	0	0	
5						0	0	0	0	
6						0	0	0	0	
合計		0 0		0	0	0	0	0	0	

2　推進事務費

経費名	事業費(円)	負担区分(円)	
		県費補助金	その他
合計			

注1：共同乾燥調製施設利用組合名の欄には、()書きで共同乾燥調製施設名を記入すること。

注2：備考には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額○○○円（県費相当額）」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記入すること。

注3：「県費補助金」は各共同乾燥調製施設毎に千円未満切り捨てとする。

共乾支援タイプ

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

事業名	総事業費 (A+B)	負担区分		備 考
		県費補助金(A)	その他(B)	
農業用燃油高騰緊急対策事業	(円)	(円)	(円)	
合計				

Ⅳ 事業完了(予定)年月日　　令和　年　月　日

Ⅴ 収支予算(又は精算)

(1)収入の部

区　分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金	(円)	(円)	(円)	(円)	

(2)支出の部

事業名	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農業用燃油高騰緊急対策事業	(円)	(円)	(円)	(円)	

Ⅵ 添付書類

(交付申請時)

(1) 誓約書(別紙2)

(2) 対象燃油経費の内訳

(3) 燃油の購入日・量・金額が確認できる書類

(4) 共乾の荷受実績が確認できる書類

(5) その他、必要な書類

(実績報告時)

(6) 各共乾利用組合等への支払日・金額が分かる書類(一覧表等)

(7) その他、必要な書類

【対象燃油経費の内訳】

共乾支援タイプ

NO	共同乾燥調製施設利用組合名 （共同乾燥調製施設名）	購入燃油経費の内訳		
		購入月	購入量 （ℓ）	購入金額 （円）
1				
	計		0	0
2				
	計		0	0
3				
	計		0	0
4				
	計		0	0
5				
	計		0	0
6				
	計		0	0

注1：共同乾燥調製施設利用組合名の欄には、()書きで共同乾燥調製施設名を記入すること。

注2：令和8年5月から令和9年1月までに購入した燃油を対象とする。

別紙1－2(様式第1号関係)

個別支援タイプ

Ⅰ　事業の目的

Ⅱ　事業実施計画（実績）

1　対象燃油経費

	農業者名	受益戸数(戸)	対象作物	補助単価(円/10a)	作付面積(乾燥を行う米麦)(ha)					補助対象面積	事業費(円)	負担区分(円)		備考
						本人が乾燥を行う面積(ha)	委託					県費補助金=⑧	その他	
							JA共乾に委託している面積(ha)	個別農家や民間業者等に委託している面積(ha)	主な委託先名	②-④	①×⑦×10			
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
記載例	佐賀　県庁	1	米	320	10.0	8.0	0.0	2.0	(有)園芸農産	10.0	32,000	32,000		
			麦	250	20.0	0.0	20.0	0.0		0.0	0	0		
小計					30.0		20.0			10.0	32,000	**32,000**		
1			米	320						0.0	0	0		
			麦	250						0.0	0	0		
小計					0.0		0.0			0.0	0	**0**		
2			米	320						0.0	0	0		
			麦	250						0.0	0	0		
小計					0.0		0.0			0.0	0	**0**		
3			米	320						0.0	0	0		
			麦	250						0.0	0	0		
小計					0.0		0.0			0.0	0	**0**		
4			米	320						0.0	0	0		
			麦	250						0.0	0	0		
小計					0.0		0.0			0.0	0	**0**		
5			米	320						0.0	0	0		
			麦	250						0.0	0	0		
小計					0.0		0.0			0.0	0	**0**		
6			米	320						0.0	0	0		
			麦	250						0.0	0	0		
小計					0.0		0.0			0.0	0	**0**		
7			米	320						0.0	0	0		
			麦	250						0.0	0	0		
小計					0.0		0.0			0.0	0	**0**		
合計					0		0			0	0	**0**	0	

2　推進事務費

経費名	事業費(円)	負担区分(円)	
		県費補助金	その他
合計			

注1:「県費補助金」が農業者(支援対象者)毎に千円以上を対象とする。

個別支援タイプ

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

事業名	総事業費 (A+B)	負担区分		備 考
		県費補助金(A)	その他(B)	
農業用燃油高騰緊急対策事業	(円)	(円)	(円)	
合計				

Ⅳ 事業完了(予定)年月日　　令和　年　月　日

Ⅴ 収支予算(又は精算)

(1)収入の部

区　分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金	(円)	(円)	(円)	(円)	

(2)支出の部

事業名	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農業用燃油高騰緊急対策事業	(円)	(円)	(円)	(円)	

Ⅵ 添付書類

(交付申請時)

(1) 誓約書(別紙2)

(2) 共乾の荷受実績量が確認できる書類(共乾委託がある場合)

(3) その他、必要な書類

(実績報告時)

(4) 各農業者への支払日・金額が分かる書類(一覧表等)

(5) その他、必要な書類

別紙1－3(様式第1号関係)

葉たばこ支援タイプ

Ⅰ　事業の目的

Ⅱ　事業実施計画（実績）

1　対象燃油経費

NO	耕作者等名	受益戸数	対象作物	購入燃油経費の内訳		R2単価の場合の燃油経費(円) ①×75	事業費計(円) ②－③	負担区分(円)		備考
				購入量(ℓ)	購入金額(円)			県費補助金 ④×1/2	その他 ④-⑤	
				①	②	③	④	⑤	⑥	
例	園芸　農産	1	葉たばこ	50	7,500	3,750	3,750	1,000	2,750	該当なし
1						0	0	0	0	
2						0	0	0	0	
3						0	0	0	0	
4						0	0	0	0	
5						0	0	0	0	
6						0	0	0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	

2　推進事務費

経費名	事業費(円)	負担区分(円)	
		県費補助金	その他
合計			

注1:備考には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額○○○円(県費相当額)」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記入すること。

注2:「県費補助金」は耕作者等毎に千円未満切り捨てとする。

葉たばこ支援タイプ

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

事業名	総事業費 (A+B)	負担区分		備 考
		県費補助金(A)	その他(B)	
農業用燃油高騰緊急対策事業	(円)	(円)	(円)	
合計				

Ⅳ 事業完了(予定)年月日　　令和　年　月　日

Ⅴ 収支予算(又は精算)

(1)収入の部

区　分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金	(円)	(円)	(円)	(円)	

(2)支出の部

事業名	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農業用燃油高騰緊急対策事業	(円)	(円)	(円)	(円)	

Ⅵ 添付書類

(交付申請時)

(1) 誓約書(別紙2)

(2) 対象燃油経費の内訳

(3) 燃油の購入日・量・金額が確認できる書類

(4) その他、必要な書類

(実績報告時)

(5) 各農業者等への支払いが分かる書類(一覧表等)

(6) その他、必要な書類

【対象燃油経費の内訳】

葉たばこ支援タイプ

NO	耕作者等名	購入燃油経費の内訳		
		購入月	購入量 (ℓ)	購入金額 (円)
1				
	計			
2				
	計			
3				
	計			
4				
	計			
5				
	計			
6				
	計			

注1：令和8年5月から8月までに購入した燃油を対象とする。

別紙２（様式第１号関係）

誓　　約　　書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１　自己または団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
（３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
（４）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　１の（２）から（７）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和　　年　　月　　日

佐賀県知事　　様

〔代表者の住所又は事務所所在地 〕

住　　所　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔団体名、代表者の職名・氏名及び代表者の生年月日 〕

(ふりがな)
団 体 名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(ふりがな)
職 名・氏 名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日　：(昭和・平成)　　年　　月　　日

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。
この様式に記載された個人情報は、農業用燃油高騰緊急対策事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

（注１）　氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

（注２）　申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

別紙３（様式第４号関係）

タイプ共通

令和８年度農業用燃油高騰緊急対策事業費補助金の振込口座について

申請者
住　所
○○の長　　氏　　名

・振込先金融機関名	
・支店名	
・預金の種別	
・口座番号	
・預金名義（よみがな）	

上記内容が確認できる通帳本体の写しを添付すること

参考様式1【申込書（共乾利用組合等→JA）】

共乾支援タイプ

1　対象燃油経費

NO	共同乾燥調製施設利用組合名 （共同乾燥調製施設名）	受益戸数	対象作物	購入燃油経費の内訳		R2単価の場合の燃油経費（円） ①×75	事業費計（円） ②－③	負担区分（円）		備考
				購入量 （ℓ）	購入金額 （円）			県費補助金 ④×1/2	その他 ④-⑤	
				①	②	③	④	⑤	⑥	
例	さが利用組合 （さがカントリーエレベーター）	110 330	麦 米	70,000	10,500,000	5,250,000	5,250,000	2,625,000	2,625,000	該当なし
1						0	0	0	0	
合計		0 0		0	0	0	0	0	0	

注1：共同乾燥調製施設利用組合名の欄には、（）書きで共同乾燥調製施設名を記入すること。

注2：備考には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額○○○円（県費相当額）」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記入すること。

注3：「県費補助金」は各共同乾燥調製施設毎に千円未満切り捨てとする。

注4：燃油の購入日・量・金額が確認できる書類を添付すること。

参考様式1【申込書（農業者→再生協）】

個別支援タイプ

1　対象燃油経費

NO	農業者名	受益戸数(戸)	対象作物	補助単価(円/10a)	作付面積(乾燥を行う米麦)(ha)					補助対象面積	事業費(円)	負担区分(円)		備考
						本人が乾燥を行う面積(ha)	委託							
							JA共乾に委託している面積(ha)	個別農家や民間業者等に委託している面積(ha)	主な委託先名	②-④	①×⑦×10	県費補助金=⑧	その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
記載例	佐賀　県庁	1	米	320	10.0	8.0	0.0	2.0	(有)園芸農産	10.0	32,000	32,000		
			麦	250	20.0	0.0	20.0	0.0		0.0	0	0		
小計					30.0		20.0			10.0	32,000	**32,000**		
1			米	320						0.0	0	0		
			麦	250						0.0	0	0		
小計					0.0		0.0			0.0	0	**0**		

注1:「県費補助金」が農業者（支援対象者）毎に千円以上を対象とする。

注2:JA共乾に委託している場合、共乾の荷受実績量が確認できる書類を添付すること。

○振込先　　（記載例）

振込先金融機関名		佐賀県農業協同組合
支店名		県庁支所
預金の種別		普通
口座番号		1234567
預金名義(よみがな)		園芸　農産(えんげい　のうさん)

参考様式1【申込書（耕作者等→生産組合）】

葉たばこ支援タイプ

1　対象燃油経費

NO	耕作者等名	受益戸数	対象作物	購入燃油経費の内訳		R2単価の場合の燃油経費（円）①×75	事業費計（円）②－③	負担区分（円）		備考
				購入量（ℓ）	購入金額（円）			県費補助金④×1/2	その他④-⑤	
				①	②	③	④	⑤	⑥	
例	園芸　農産	1	葉たばこ	50	7,500	3,750	3,750	1,000	2,750	該当なし
1						0	0	0	0	
合計				0	0	0	0	0	0	

注1：備考には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額○○○円（県費相当額）」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記入すること。

注2：「県費補助金」は耕作者等毎に千円未満切り捨てとする。

注3：燃油の購入日・量・金額が確認できる書類を添付すること。